

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」  
に基づく平成 21 年度取組状況報告書

札幌市子ども未来局

<b>I 平成 21 年度の取組状況について（総括）</b>	1
<b>II 主な取組状況</b>	2
<b>1 広報普及活動</b>	2
(1) パンフレット、ポスター	2
(2) ニュースレター	2
(3) 普及啓発事業	3
(4) 出前講座等	5
(5) その他	5
<b>2 学校教育における理解促進に向けた取組</b>	5
(1) 指導の手引	5
(2) 教員研修の実施	6
(3) 公開授業の実施	6
(4) 研究協議会による研究の実施	7
(5) 広報活動	8
<b>3 子どもの参加等の取組の推進</b>	8
(1) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	8
(2) 子どもの意見を反映した施設づくり（児童会館・ミニ児童会館子ども運営委員会）	
	10
<b>4 権利の保障の仕組みづくり</b>	11
(1) 子どもの権利委員会の設置及び運営	11
(2) 子どもの権利に関する推進計画の策定	11
<b>5 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況</b>	12
<b>III 今後の取組の方向性について（平成 22 年度）</b>	13
<b>1 子どもの権利の理解促進に向けた取組</b>	13
<b>2 子どもの参加の促進</b>	13
<b>3 子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進</b>	14

別紙1 「平成 21 年度 札幌市子どもに関する実態・意識調査」

子どもの権利に関する項目の調査結果の概要

別紙2 平成 21 年度 子どもの権利救済機関 相談状況等の概要

## I 平成 21 年度の取組状況について（総括）

平成21年4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「権利条例」という）に基づく、子どもの権利の理解促進・普及に向けた取組としては、条例施行に当たっての周知をはじめ、「さっぽろ子どもの権利の日」関連事業等の普及啓発、さらには、子どもの参加等、権利の理念に基づく実践活動の普及を進めてきた。特に、子どもに対する理解促進については、教育委員会と連携しながら広報普及活動を実施したほか、教育委員会においても、学校の教育課程に子どもの権利の理念を生かすため、教職員に対する研修、教材の研究開発、普及等に積極的に取り組んできた。

権利条例の施行と同時に開設した「子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」は、相談件数が実数で1,278件（昨年度比1.7倍）、公的第三者として関係者への調整活動を実施した件数が実数で41件、さらに申立てにいたった件数は3件という実績であった。相談件数の増加は、気軽に相談できる場として認知されてきたものと捉えており、また、調整・申立てについては、概ね当事者間の納得を得た形で関係改善が図られるなど、権利の侵害から子どもを迅速・適切に救済するという趣旨からみて、一定の役割を果たすことができたと考えている。

このような取組の中で、権利条例の制定過程においては、子どもの権利の濫用に伴う家庭や学校等における混乱が生じる恐れがあるとの懸念の声が挙げられていたが、権利条例を直接の原因とした権利の濫用及び混乱については、子どもアシストセンターに寄せられた相談等の事例の中には該当するものではなく、また、学校教育においても、教育委員会における各学校に対する日常的な指導や状況把握の中で、このような事例は見受けられなかった。

また、昨年11月には、同条例に基づく「札幌市子どもの権利委員会」を設置し、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するための体制を整備したところであるが、現在は、「（仮称）札幌市子どもの権利に関する推進計画」の策定に向けて、協議を続けているところである。

平成21年度は、権利条例の施行初年度として、子どもの最善の利益を実現する社会づくりに向けた基礎づくりの年であったが、今後は、その成果を踏まえ、行政や学校はもとより、家庭や地域を含めたあらゆる場面で、子どもの権利に基づく実践が着実に進められるよう取組んでいく必要がある。

## II 主な取組状況

### 1 広報普及活動

#### (1) パンフレット、ポスター

平成21年4月の条例施行に際し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等に条例パンフレット及び救済機関リーフレット等を配布し、広報を行ったほか、10月には、救済機関のPR用ポスターを作成し、各学校等に掲示を行った。

子ども向けの条例パンフレット及び救済リーフレットの作成に当たっては、子どもの意見を取り入れる機会を設け、さらに、子ども向けの条例パンフレットについては、学校の授業において広く活用できるよう、学校教員の意見も取り入れて作成している。

区分	種類	配布時期	作成部数	主な配布先、その他
条例	パンフレット (小学生向け)	4月	58,000部	小学校を通じ、小学4年生以上全員に配布 ◎作成過程で学校教員、子どもの意見を反映
	パンフレット (中学生向け)	4月	58,000部	中学校を通じ、中学生全員に配布 ◎作成過程で学校教員、子どもの意見を反映
	パンフレット (一般、高校生向け)	4月	43,000部	幼稚園、高等学校、保育園、児童会館、児童養護施設、区役所、各学校PTA、青少年育成委員
	チラシ	4月	163,000枚	小中児童生徒の保護者、区役所、児童会館
子どもアシストセンター	リーフレット	4月	174,000枚	小中学校児童生徒全員、幼稚園、高等学校、保育園、児童会館、児童養護施設、区役所 ◎作成過程で子どもの意見を反映
	カード	4月	167,000枚	小中学校児童生徒全員、幼稚園、高等学校、保育園、児童会館、児童養護施設、区役所
	ポスター	10月	2,800枚	小中高等学校、地下鉄札幌市広報掲示板、児童会館、区役所

#### (2) ニュースレター

子どもの権利の理念の浸透と実践を進めるため、「子ども通信(子ども向け)」「子どもの権利ニュース(一般向け)」を発行し、学校や施設、地域関係者等に配布している。「子ども通信」発行に当たっては、児童生徒からの寄稿や子ども記者の採用など、できるだけ、作成過程に子どもの参加を取り入れるよう工夫を行っている。

また、「あしすと通信」は、子どもアシストセンターの運用状況のほか、救済委員をはじめとするスタッフのメッセージを織り交ぜるなどの工夫を行いながら、子どもアシストセンターの周知及び子どもの権利に関する啓発や問題意識の醸成を図っている。

### ① 子ども通信（主に子ども向け）

趣旨等	学校における子どもの参加活動等の具体的な実践例を中心に取り上げ、子どもに対して広く情報発信することにより動機づけを行い、体験活動への参加意欲を高める。
時期・部数	平成 21 年 11 月、平成 22 年 2 月の 2 回発行 各 4,900 部作成
配布先	小学校(4 年生以上各クラス)、中学校(各クラス)、児童会館、区役所 他

### ② 子どもの権利ニュース（主に一般向け）

趣旨等	地域や市政において行われている子どもの参加活動等の具体的な実践例を中心に取り上げ、子どもと関わる大人に対して広く情報発信することにより、子どもの権利の理解促進及び子どもの参加に向けた動機づけを行い、生活の場における子どもの権利の浸透を図る。
時期・部数	平成 21 年 11 月、平成 22 年 2 月の 2 回発行 各 6,400 部作成
配布先	学校、各校PTA、民生委員児童委員、青少年育成委員、高等学校各クラス、区役所 他

### ③ あしすと通信（主に保護者向け）

趣 旨 内 容	子どもアシストセンターが親しみやすく利用しやすい機関として広く市民に定着するよう周知するとともに、相談を通して見える子どもの姿など、子どもにかかわる情報を広く提供することにより、子どもの権利に関する啓発や問題意識の醸成を図る。
時期・部数	平成 21 年 10 月、平成 22 年 1 月の 2 回発行 各 161,500 部作成
配布先	小中学校児童生徒の保護者、高等学校、児童会館 他

### (3) 普及啓発事業

平成 21 年度における子どもの権利に関する普及啓発事業として、「子どもの輝きフェスティバル」及び「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム 2009in 札幌」(自治体シンポジウム)の 2 事業を実施した。

「子どもの輝きフェスティバル」は、条例に定める「さっぽろ子どもの権利の日」関連事業として、平成 21 年 11 月 15 日に開催し、講演やパネルディスカッション等のほか、学校の協力により募集した子どもからの標語やポスターなどの啓発作品を展示した。また、開催に当たっては、庁内に冠事業を募集し、連携して広報を実施した。その結果、多数の来場者が訪れ、市民が、子どもが多様な体験や参加の経験を積み重ねて豊かに成長していくことの意義やそれを支える大人の役割について考える機会となった。

また、自治体シンポジウムは、平成 21 年 9 月 3 日・4 日の 2 日間にわたって開催し、46 の自治体関係者を含め延べ約 500 人が参加した。シンポジウムを通して、子どもの権利に関する理解促進の機会となり、また、子どもの権利を推進する札幌市にとって、そのことを広くアピールすることにつながった。

① さっぽろ子どもの権利の日関連事業「子どもの輝きフェスティバル」

趣 旨 目 的	権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日」にちなんで、市民が広く参加できる事業を実施することにより、子どもの権利についての関心を高め、理解を促進する契機とする。
日時・場所	平成 21 年 11 月 15 日 (札幌エルプラザ内「札幌市男女共同参画センター」ホール ほか)
概 要	講演(講師:桂 枝光氏)、パネルディスカッション(テーマ:子どもにやさしいまちづくり)、子ども発表会(人形浄瑠璃、自主制作映画、ダンス)、子どもの権利啓発作品展、アシストセンターPRブース、豊明高等養護学校紹介ブース、ワークショップ(大人向け、子ども向け、親子向け) ほか
来場者数	約 500 人
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校の協力のもと夏休み期間等に啓発作品を募集(327点応募)し、寄せられた作品を会場に展示した。</li> <li>○ 冠事業を庁内公募し(9事業)、連携して広報を実施した。</li> </ul>

② 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2009in 札幌

趣 旨 目 的	市内外に権利条例を広報・普及する機会とともに、子ども施策を推進する自治体関係者、研究者、市民・NPO等との情報・意見交換を通して、「子どもの権利」の理解を広める人材の育成を図る。
日時・場所	平成 21 年 9 月 3・4 日(札幌サンプラザ、北区民センター)
概 要	<p>実施主体～「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2009 実行委員会 (委員長:荒巻 重人山梨学院大学教授、事務局:札幌市)  ※実行委員会:自治体(札幌、石狩、滝川、奈井江、芽室)、研究者 13 名 (1日目:9月3日)</p> <p>① 記念講演～「子どものSOSと子どもにやさしいまちづくり」 トロント・ヴォーゲ氏(ユニセフ・イノチエンティ研究センター)</p> <p>② シンポジウム～「子ども支援・子育て支援の総合化と子どもにやさしい まちづくりーわがまちの子ども施策と首長のイニシアティブー」 (2日目:9月4日)</p> <p>① 分科会～7 分科会に分かれて発表・意見交換</p> <p>② 全体会～シンポジウム「子どもにやさしいまちづくりにむけて —子ども条例と子ども参加を中心にして」</p>
参加者数等	<p>参加者数延べ 492 人、自治体数 46 自治体</p> <p>※ 参加者数は、一般参加者、報告者、コーディネーター、ボランティア等のスタッフを含む。</p>

#### (4) 出前講座等

学校関係者、PTA関係者、地域関係者、各種団体、保護者等に対して、出前講座のほか、研修会、各種会議等の機会による説明等を、計79回実施した。

実施回数	79回
説明先等	校長会、PTA、公立保育園、子育てサロン利用者及びボランティア、児童会館職員、民生委員児童委員協議会、青少年育成委員連絡協議会、児童クラブ利用の子どもほか

#### (5) その他

上記(1)～(4)のほか、広報さっぽろ、テレビ・ラジオ広報番組、子ども向けイベントとタイアップした啓発事業(ユニセフ・ラブウォーク、友遊キッズランド)やパネル展、資料提供等による広報を実施した。

## 2 学校教育における理解促進に向けた取組

#### (1) 指導の手引

権利条例の制定を契機に、各学校において、条例の趣旨を生かした教育活動の一層の充実が図られるよう、「子どもの権利に関する指導の手引」を作成してすべての市立学校教員に配布とともに、本条例の趣旨を踏まえた教育の推進について通知した。また、権利条例に関する条文解説(子ども未来局作成)についても併せて全教員に配布している。

なお、53.4%の学校において指導の手引や条文解説等の資料を用いた校内研修が実施されており、また、9割以上の学校で子どもの権利に関する指導が行われ、指導内容も教科のみならず、例えば道徳では、小学校においては74.2%、中学校においても47%の学校で実施されていることから、各教員が手引等を活用し、様々な場面において子どもの権利を生かした教育活動を行っていることが分かる。

目的	各学校において、子どもが、自分の権利について正しく理解するとともに、互いの権利を尊重し合うことや、自分にかかる問題を自らの手で解決するなどの実践的態度を高めるなど、権利条例の趣旨を生かした教育活動の一層の充実が図られるよう、各学校における子どもの権利を踏まえた指導の実践を支援するため、「子どもの権利に関する指導の手引」を作成し、全教員に配布した。
時期・部数	平成21年6月 幼稚園・小学校用 4,500部配布 平成21年7月 中学校・高等学校用 3,300部配布
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・活用に当たって</li><li>・実践展開例(幼稚園2実践、小学校5実践、中学校3実践、高等学校2実践)</li><li>・資料(条例、条約、小学生／中学生向けパンフレット)</li></ul>

## (2) 教員研修の実施

学校において、子どもの権利の理念を生かした教育活動がより一層充実し、また、権利条例の趣旨等が子どもや保護者に正しく理解されていくためには、校長や教員が条例について正しく理解していることが求められることから、すべての市立幼稚園及び小中高等学校管理職対象に研修会を実施し、また、教員に対しても、一般教諭(10年経験者等)に対する研修を実施したほか、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」においても、子どもの権利に関する説明を行った。

さらに、64%の学校において、校内の全教員を対象とした子どもの権利に関する校内研修が実施された。

### ① 学校経営全体研修会

実施日時/対象	平成21年8月3日(月)…市立幼稚園長・校長(全員) 平成21年8月4日(火)…市立学校教頭(全員)
内 容	(講義)「札幌市子どもの権利条例～制定の意義と今後に向けて」 ・ 講師:吉田 恒雄 氏(駿河台大学教授)、教)学校教育部長 吉田教授から、子どもの権利に関する他の都市の状況や、学校における子どもの権利推進に当たっての要点について説明があり、子どもの権利を踏まえた学校経営を進める上で大変参考になる研修となった。

### ② 10年経験者研修

実施日時/対象	平成21年8月12日(月)…市立学校10年経験者研修受講者 (110名参加)
内 容	(講義)「子どもの権利に関する指導の在り方」 ・ 講師:教)指導担当係長 校内外でこれから中心的な役割を担っていく10年経験者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。当日は、ピア・サポート(※)等について質疑が行われるなど、充実した研修となった。

※ピア・サポート:子ども同士(仲間=peer)が互いに支えあえるような関係を作り出す仕組み。

### ③ 札幌市小中学校教育課程研究協議会

実施日時/対象	平成21年11月25日(水)…市内中学校校長、教員(193名参加) 平成21年12月7日(月)…市内小学校校長、教員(346名参加) ※すべての市立小中学校から1名以上の一般教諭が参加
内 容	(説明)「学校における子どもの権利を踏まえた取組」 ・ 講師:教)指導担当課長

## (3) 公開授業の実施

子どもの権利の理念を生かした「道徳」の授業を、小学校1校、中学校1校で公開した。

小学校においては、自分や友達のよいところを花の形をした紙に書いて交流し合うことにより、友達に発見してもらった自分のよさを再認識して自分らしさが發揮できるとともに、友達のよさを見つけることで他者への配慮(他者の権利を尊重する基盤)の心をはぐくむこ

とができていた。参会者からは、「友達に向けてカードを書くことは、他人を肯定的に見る目を養う、とてもよい取組である」などの感想をいただいた。

また、中学校においては、「将来子どもを育てるしたら、どんなことを願って子育てをしていきたいですか」という課題を設定したことにより、子どもたち自身が子どもにとっての幸せとは何かについて真剣に考えるとともに、条例の内容理解を通して子どもの幸福について再確認していた。参会者からは、「大人は子どもの最善の利益を守る存在でなければならないことを実感することができたのではないかと思う」などの感想をいただいた。

## ① 中学校

実施校	市立伏見中学校
実施日時/授業	平成21年12月9日6校時(授業:3年4組道徳)
内容	子どもに対する親の願いや思いについて想像することを通して、子どもにとっての幸せ・子どもの最善の利益とは何かを考える。
参加者	学校関係(6名)、市議会議員(4名)、一般市民(1名)、子ども未来局(7名)、教育委員(1名)、教育委員会事務局(4名)

## ② 小学校

実施校	市立元町北小学校
実施日時/授業	平成21年12月17日2校時(授業:1年4組道徳)
内容	自分や友達のよさを見つけ交流する活動を通して、自己肯定感を高め、お互いを認め合う心をはぐくむ。
参加者	学校関係(9名)、市議会議員(3名)、子ども未来局(7名)、東区広聴係(1名)、教育委員会事務局(4名)

## (4) 研究協議会による研究の実施

各市立幼稚園・学校において、本条例の趣旨を踏まえた教育実践がより一層充実するよう、教材の開発や指導方法の工夫、教職員・保護者等への啓発方法等について実践的な調査研究を行うことを通して、子どもの権利の理念を生かした教育の普及・啓発を図るために、「子どもの権利に関する教育研究協議会」を設置し、子どもの権利に関する実践研究を実施した。

本協議会では、前述の公開授業のほか、学級活動や児童会・生徒会活動、生徒会サミット、ピア・サポートの実践例について、その効果や指導法、実施上の課題等について整理した。この研究成果を各学校に情報提供し、子どもの権利に関する取組の充実のために活用するよう働き掛けていく。

また、本協議会では校内における教員向け、および保護者向け啓発資料を作成した。どちらも、条例の趣旨を踏まえた、子どもへの具体的なかかわり方等について示しており、今後、これらの資料を学校に配布して、各学校における校内研修やPTA研修会等で活用できるようにする。

(子どもの権利に関する教育研究協議会における平成21年度の取組内容)

研究主題	子どもの権利の理念を生かした教育に係る教材や指導方法の工夫、教職員・保護者への啓発方法等に関する実践的研究
協議会の構成と研究内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統括…委員長(市立学校長)、子)子どもの権利推進担当係長、教)指導担当</li> </ul> <p><u>A 授業実践・教科等グループ</u></p> <p>条例啓発パンフレット(子ども未来局作成)等を活用した、教科等の指導案づくりと公開の授業実践を行い、研究の検証を行う。研究成果を教育委員会ホームページに掲載し、普及啓発を図る。</p> <p>… 小学校教諭2名、中学校教諭2名</p> <p><u>B 授業実践・特別活動等グループ</u></p> <p>子どもの権利の趣旨を生かした児童会・生徒会活動や学級活動、ピア・サポート、生徒会サミット等の実践についてまとめ、普及啓発を図る。</p> <p>… 小学校教諭2名、中学校教諭2名、高等学校教諭1名、保護者代表〈市P協〉1名</p> <p><u>C 普及啓発グループ</u></p> <p>幼稚園・学校が、子どもの権利について研修を行えるよう、校内研修会用資料(保護者向け、教職員向けプレゼンテーション資料)を作成し、各幼稚園・学校に配付する。</p> <p>… 小学校教諭1名、中学校教諭1名、保護者代表〈市P協〉1名</p> <p>※ 資料は、平成22年度に各学校へ配付予定</p>

## (5) 広報活動

教育委員会ホームページに「子どもの権利に関する教育」というサイトを新設し、「指導の手引き」と公開授業の指導案、資料を掲載して教員、市民向け情報提供を行うとともに、「子どもの権利 Web」とリンクを設定し、子どもの権利に関する教員、市民向け情報提供を子ども未来局ホームページと一体となって行えるようにした。

## 3 子どもの参加等の取組の推進

### (1) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

各局区が実施している事業における、子どもの参加や子どもにわかりやすい情報発信などの実践例などの取組状況について調査を実施した。その結果、情報発信 116 事例、参加 332 事例、そのほかの事例 6 事例、合わせて延べ 454 事例が寄せられた。

これらの取組を取りまとめ、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

## ① 子どもにわかりやすい情報発信

調査結果	<p>子どもを対象に情報発信を行ったもので、表現や提供時期、内容等、子どもを念頭に情報提供の工夫を行ったもの、延べ 116 事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページによる情報提供：53 事例</li> <li>○パンフレット等による情報提供：83 事例</li> <li>○その他の情報提供：17 事例</li> </ul> <p>※複数に該当するものがあるため合計と一致しない。</p>
主な事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①白石区子ども向けホームページ制作事業(白石区市民部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・白石区のまちづくりやゴミの分別などを学べるゲームを掲載</li> </ul> </li> <li>②子どもまちづくり手引書(市民自治推進室) <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに地域のまちづくり体験を通じて参加の楽しさを知つてもらうための手引き</li> <li>・小学3年生～6年生向け(小学3年生に配布)</li> </ul> </li> <li>③若年層向け労働知識啓発リーフレット(雇用推進部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件に関する知識や労働意欲啓発のための若年層向けリーフレット</li> <li>・中学生向け及び高校生向け(各2年生に配布)</li> </ul> </li> </ul>

## ② 子どもの参加

調査結果	<p>行事等への参加や市政への参加について、延べ 332 事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市政への参加：16 事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども向けアンケート、パブリックコメント、ワークショップ等の市政への意見反映</li> </ul> </li> <li>○行事等への参加事例：323 事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画や運営、準備等に関わったものなど</li> <li>・当日の発表者、行事参加者として参加したものなど</li> </ul> </li> </ul> <p>※複数に該当するものがあるため合計と一致しない。</p>
主な事例 (市政参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子どもの権利委員会(子ども育成部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利条例に基づく附属機関に高校生委員が委員として参加</li> </ul> </li> <li>②さっぽろ子ども未来プラン後期計画策定(子ども育成部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に際し、ワークショップやアンケート、パブリックコメントを実施</li> </ul> </li> <li>③第二次子どもの読書活動推進計画策定(中央図書館) <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に際し子どもの声を反映するため、アンケート調査及び「子どもの読書を考える市民会議(子どもチーム)」を開催。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 子どもの意見を反映した施設づくり（児童会館・ミニ児童会館子ども運営委員会）

札幌市にあるすべての児童会館・ミニ児童会館では、「子ども運営委員会」を設置し、子どもたち自身が、会館利用に当たってのルールづくりや行事の企画運営などを行っている。

こうした取組や、地域との交流事業、他館との交流を通じ、子どもが自分たちの居場所やまちづくりについて実践する機会となっている。

趣旨 目的	子どもたちが、児童会館の運営等に参加し、自分たちの意見を反映できる仕組みを通じて主体的に関わることにより、子どもたちの児童会館への愛着を深めるとともに、地域活動への関心をはぐくむ。
委員会数	159 委員会 (札幌市にあるすべての児童会館・ミニ児童会館に設置) ※平成 21 年度末 児童会館 104 館、ミニ児童会館 55 館
活動内容	<p><b>【代表委員の構成等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は小学生を中心として構成し、人数は館によって異なる。</li> <li>・館によっては委員ではないが中・高校生がサポートしている委員会もある。</li> </ul> <p><b>【定期活動】</b></p> <p>各委員会で決定(週に 1 回、月に 1 回など)</p> <p><b>【主な活動の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育室の利用の時間割の設定</li> <li>・日常の運営の課題などについての話し合い</li> <li>・行事などの企画</li> <li>・利用者の子どもからの意見に対する回答</li> </ul> <p>◎「札幌市児童会館子どもサミット」(平成 21 年 7 月 11 日)</p> <p>市内すべての、子ども運営委員会参画事業として「札幌市児童会館子どもサミット」を実施し、各運営委員会からの活動報告や意見交換などを行った。</p>
具体的な取り組み事例 及び運営における課題	<p><b>【具体的な取り組み事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会館利用上の課題となっている、ゲーム機器やカードゲーム等の持ち込みについて、多様な意見や希望がある中で、代表委員だけではなく来館児童へのアンケートを実施し、利用者の納得を得られるような形でルールづくりを行った。</li> <li>・地域の福祉施設の利用者と日常的に交流を行っており、その際、臨機応変に歌を披露するなど、子どもたち自身で創意工夫を凝らしている。</li> <li>・利用者の子どもから寄せられた意見に対して、回答を館内に張り出したり、ときには、意見提供者と繰り返しやりとりを行うなどの苦労を重ねながら、子どもたちが自分たちで解決している。</li> </ul> <p><b>【運営に当たっての大人の関わり方についての課題】</b></p> <p>限られた知識や経験の子どもに対し、自由な発想と意見表明が行える場づくりをどのように行っていけるか、運営に関わることの意義や楽しさなどをどのように伝え、参加に結びつけることができるか、などがあげられる。</p>

## 4 権利の保障の仕組みづくり

### (1) 子どもの権利委員会の設置及び運営

条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置し、高校生3人を含む14人に委員を委嘱した。現在、同委員会においては、子どもの権利に関する推進計画のありかたについて、主に協議を行っている。

目的	子どもの権利条例第47条に基づき、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証することを目的とする。
設置日	平成21年11月30日
委員数	14人（公募委員：大人3人、高校生3人含む）※就任時点
委員長	千葉 卓（北海学園大学法学部教授）
委員の分野	学識経験者、学校関係者（小・中校長会）、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者（民生委員児童委員）、公募委員 ※ 就任時点
今期委員会への諮問事項	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第46条に基づく子どもの権利に関する推進計画のありかたについて
審議経過	①第1回（平成21年11月30日） (主な議事) 委員長及び副委員長の互選、委員会に関する確認事項について、札幌市の子ども施策・スケジュール等の確認について (諮問)子どもの権利に関する推進計画のあり方について ②第2回（平成22年1月25日） (主な議事)子どもの権利に関する施策実施状況調査について、子どもに関する実態・意識について ③第3回（平成22年2月9日） (主な議事)子どもに関する実態・意識について

### (2) 子どもの権利に関する推進計画の策定

条例第46条に基づく推進計画策定に当たり、子どもの権利委員会に対して計画のありかたについて諮問。子どもの権利委員会の諮問を踏まえ平成22年度中の策定を目指している。

また、計画策定の基礎資料とするため、大人・子ども各5,000人対象の実態・意識調査を3月に実施した。

※「平成21年度 札幌市子どもに関する実態・意識調査」

子どもの権利に関する項目の調査結果の概要（別紙1のとおり）

## 5 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

条例第 33 条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関として、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを、基本姿勢として、相談への対応、申し立てに基づく救済活動を行っている。

この結果、相談件数が実数で 1,278 件(昨年度比 1.7 倍)、と増加し、さらには調整・申立て事例については、公的第三者として関係者に働きかけることにより、関係改善が図られるなど、権利の侵害から子どもを救済するという、一定の役割を果たすことができたと考えている。

こうした1年を通しての運用において、いわゆる権利の濫用に該当する事例はなかった。

目的	子どもの権利条例第 33 条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ることを目的とする。
設置日	平成 21 年 4 月 1 日
場所	中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階
運営体制	[委員等]救済委員 2 名(臨床心理士、弁護士)、調査員 3 名、相談員 7 名 [事務局] 4 名(うち、子どもの権利救済事務局長は子ども育成部長兼務)
相談時間帯	(月～金) 午前 10 時から夜 8 時まで (土) 午前 10 時から午後 3 時まで
相談状況等 (※詳細別紙 2のとおり)	[相談件数] ※ 前年度比は、旧子どもアシストセンター実績との比較による。 (延べ件数) 3,571 件(前年度比約 1.2 倍) (実件数) 1,278 件(前年度比約 1.7 倍) [相談時の調整活動] (件数等) 41 件(115 回) (調査・調整先) 学校 28 件、児童相談所 9 件(うち、虐待通報 7 件)、その他 4 件 [救済申立件数] 3 件
普及啓発 活動 ※「1. 広報普 及活動」の再掲	① リーフレット、カードの配布(小中学校児童生徒ほか) ② PRポスター(学校、地下鉄駅広報掲示板) ③ あしすと出前講座(大人対象)、あしすと子ども出前講座(子ども対象) ④ あしすと通信の発行(小中学校児童生徒の保護者、高等学校 ほか)
相談機関等 との 連携体制	子どもに関わる各種の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議」を立ち上げ、当機関が持つ救済機能の周知を図るとともに、実例に即して具体的な情報や意見の交換を行い、相互の役割を理解しあいながら、子どもを権利侵害から救済するための幅広い連携体制の確保に努めている。

### III 今後の取組の方向性について（平成 22 年度）

#### 1 子どもの権利の理解促進に向けた取組

平成 22 年 3 月に実施した「子どもに関する実態・意識調査」の調査結果において、子どもに対する理解促進としては、授業等の学校教育における取組及びパンフレットなどの広報物によるものが重要であることが明らかになっている。

こうしたことから、教育委員会と連携しながら、これらの取組に重点的に取り組むとともに、大人に対する理解促進としては、保護者等を中心とした出前講座の積極的活用を図るほか、外部の有識者である「子どもの権利推進アドバイザー」の助言を得ながら、理解促進及び子ども参加等取組の充実を図る。

(平成22年度の新規又はレベルアップを行う主な取組)

区分	項目	内容等
新規	子育てサロン 出前講座	児童会館の子育てサロンを利用する保護者を対象とする普及啓発事業を本格的に実施する(30回程度実施予定)。 ※平成21年度は試行的に10回実施
新規	あしすと 子ども出前講座	児童クラブの子どもを対象とした子ども向けの講座を本格的に実施する(30回程度実施予定)。 ※平成21年度は試行的に3回実施
新規	子どもの権利推進 アドバイザー	外部の子どもの権利や子どもの参加等に関する有識者「子どもの権利推進アドバイザー」の助言等を得ながら、施策の充実や普及啓発を進めていく。
新規	子どもが利用する 施設との連携促進	作成するパンフレットに子どもの利用施設のPR欄を設けるなど、相乗効果を図ることができるような形での効果的なPRを実施する。

#### 2 子どもの参加の促進

市政における子どもの参加の実践を着実に進めるため、職員向けに子どもへの情報発信及び子どもの参加を進めるための指針となる「手引き」を作成する。

また、市民が子ども参加の実践のノウハウを学ぶための講座を実施するほか、市民向けの子ども参加の手引きの作成により、地域等における子どもの参加を推進する。

(平成22年度の新規又はレベルアップを行う主な取組)

区分	項目	内容等
新規	職員向け子どもの 参加の手引き	職員向けの「子どもに対する情報発信&子どもの参加(手引き)」を作成し、市政での子どもの参加等の実施を進める。
新規	市民向け子どもの 参加の手引き	市民が子どもとともにまちづくり等の活動を行うことを支援するため、市民向けの手引きを作成する。
新規	子どもサポーター 養成講座	主に子どもに関わる活動を行っている大人を対象に、子どもの参加を進めるためのノウハウ等を身につけることを内容とする講座を開催する。

### 3 子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進

教員向けの研修及び授業実践に対する支援を行い、子どもの権利の理念を生かした各学校における取組をより一層推進する。

(平成22年度の新規又はレベルアップを行う主な取組)

項目	内容等	
充実 公開授業	ピア・サポートの取組など子どもの活動を促す実践のほか、条例の認知度についての現状を踏まえ、条例の内容について扱う授業を公開し、普及啓発を図る。	
充実 教員研修（ピア・サポート等）	子どもの権利を生かした指導の在り方についての研修（校長、教員対象）を行うほか、ピア・サポートの研修会（演習等）を行い、子ども同士が互いに支え合う態度と技能を身に付ける。	
充実 校内研修の充実	平成21年度の研究開発事業において作成した校内研修用資料（原稿付きプレゼンテーション）を学校に配布することで、校内研修の充実に資する。	
新規 保護者への啓発	平成21年度の研究開発事業において作成した保護者向け啓発資料（原稿付きプレゼンテーション）を学校に配布し、PTAの研修等における活用を促す。	
新規 出前講座	条例における子どもの権利の内容や保護者の役割、学校とのかかわり方等について、保護者（PTA研修会や家庭教育学級等を想定）向け講座を開設する。	
新規 子ども向け 啓発資料の作成	パワーポイントを活用した視聴覚資料（5分程度の映像資料。子どもの活動を促す内容）などを作成・配布し、授業等での活用を図る。	

# 「平成 21 年度 札幌市子どもに関する実態・意識調査」

## 子どもの権利に関する項目の調査結果の概要

### 【調査の概要】

○ 目的

札幌市における子どもの実態や、子どもを含む市民の意識を把握し、子どもの権利の推進に関する計画策定の基礎資料とすることを目的として実施

○ 調査の対象と抽出方法

(調査対象)

子ども: 小学校4年生以上～18歳	5,000人	{	小学生4～6年生	1,596人
大人 : 19歳以上	5,000人		中学生～18歳	3,404人

(抽出方法) ~ 等間隔無作為抽出

○ 調査項目

小学生 計 20 問、中学生～18歳 計 27 問、大人 計 28 問

○ 調査期間 平成22年3月1日(月)～17日(水)

○ 回答結果

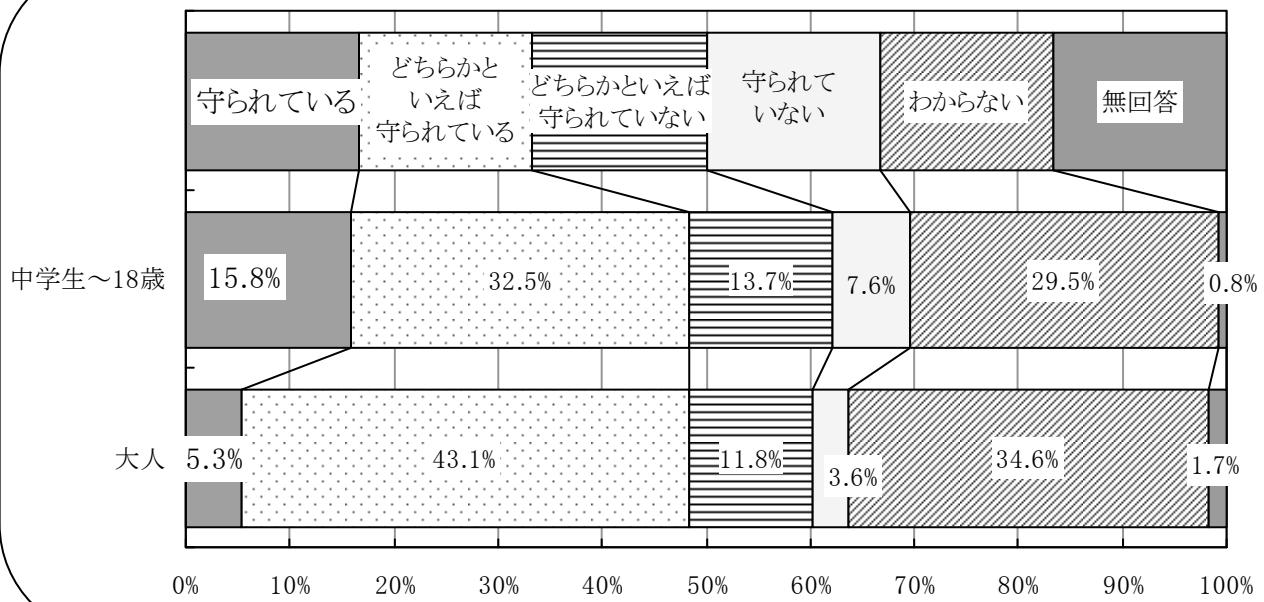
【小学生用】	1,596	通発送	748	通回答	(回答率 46.9%)
【中学生～18歳用】	3,404	通発送	1,128	通回答	(回答率 33.1%)
【大人用】	5,000	通発送	1,970	通回答	(回答率 39.4%)
合 計	10,000	通発送	3,846	通回答	(回答率 38.5%)

### 【子どもの権利に関する項目の調査結果の概要】

調査項目	調査対象	ページ
(1)子どもの権利が守られているか否かの割合 ①子どもの権利について守られていると思うか否か ②条例に定められている権利で守られていないと思うもの ③条例に定められている権利が守られているか否か	小学生、中学生～18歳、大人 中学生～18歳 中学生～18歳 大人	1～2
(2)子どもの権利条例の認知度 (2)-1 条例の認知経路	小学生、中学生～18歳、大人 小学生、中学生～18歳	3
(3) 子どもアシストセンターの認知度	小学生、中学生～18歳、大人	5
(4) 市の子どもの権利等に関する施策の認知度	小学生、中学生～18歳	6

## (1) 子どもの権利が守られているか否かの割合

①子どもの権利について守られていると思うか否か(小学生は設問なし)



○ 子ども(中学生～18歳)についてみると、「守られている」15.8%、「どちらかといえば守られている」32.5%を合わせて48.3%と、5割弱が『守られている』と感じており、大人とほぼ同じである。

反対に、「どちらかといえば守られていない」13.7%、「守られていない」7.6%を合わせて、21.3%が『守られていない』と感じており、大人よりやや多い。

また、「わからない」は29.5%と、約3割に達している。

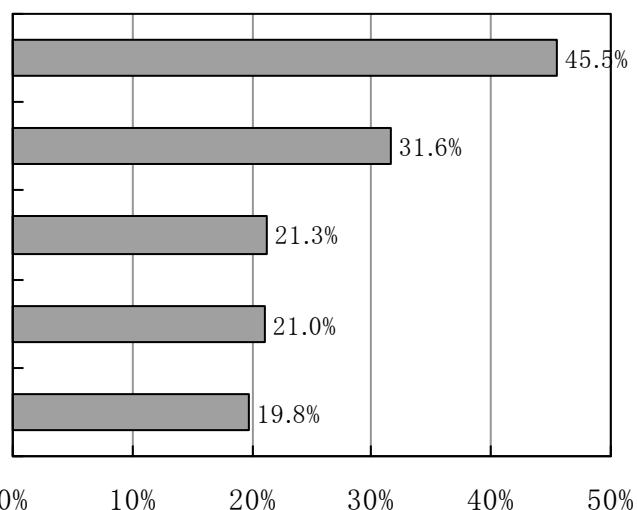
○ 大人についてみると、「守られている」5.3%、「どちらかといえば守られている」43.1%を合わせて48.4%、5割弱が『守られている』と感じている。

反対に、「どちらかといえば守られていない」11.8%、「守られていない」3.6%を合わせて、15.4%が『守られていない』と感じている。

また、「わからない」は34.6%と、全体の3分の1を占めている。

## ②条例に定められている権利で守られていないと思うもの【中学生～18歳】(上位5つ)

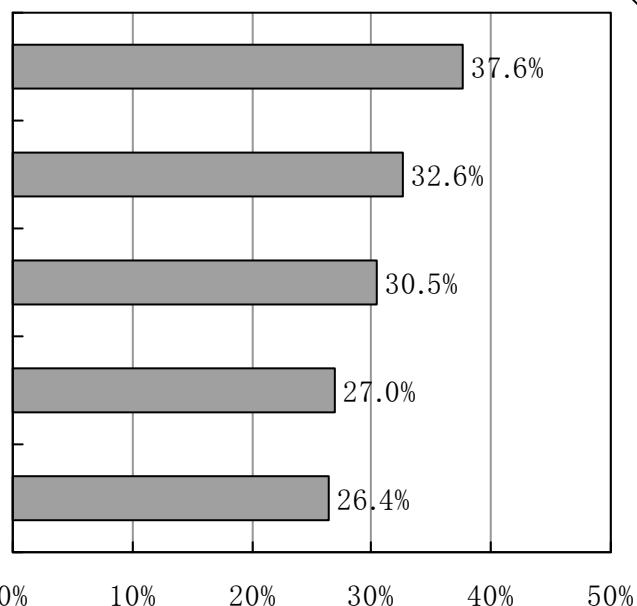
- いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること
- 障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別などを受けないこと
- プライバシーが守られること
- 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと



## ③条例に定められている権利が守られているか否か【大人】

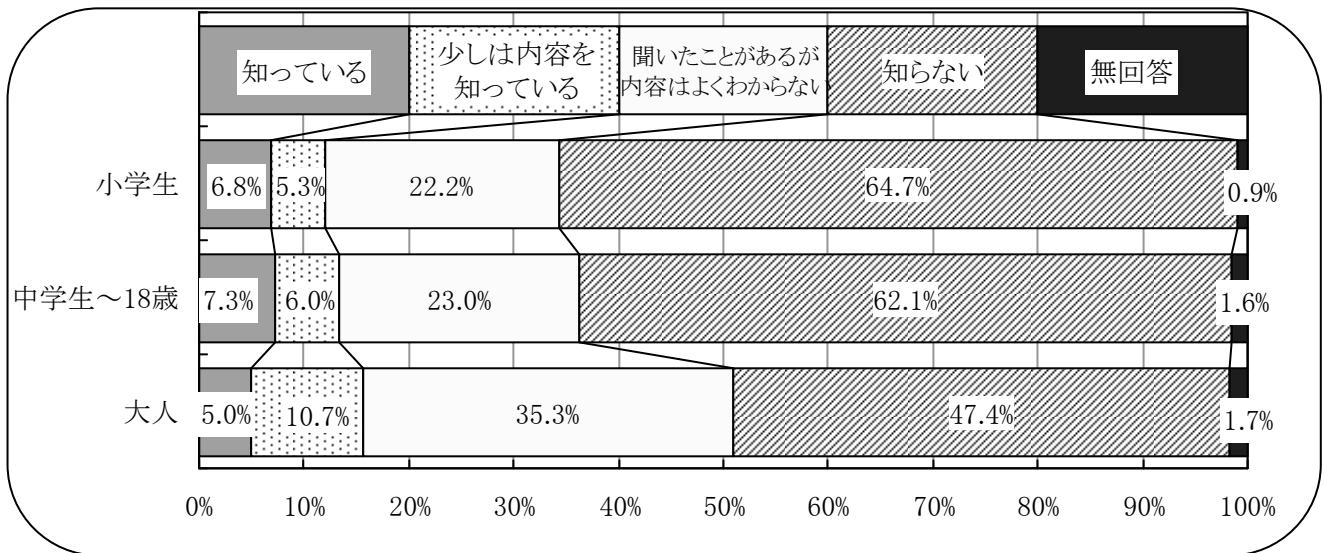
(設問に対する回答のうち、「守られていない」及び「どちらかといえば守られていない」の合計の上位5つ)

- いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること
- 気軽に相談し、適切な支援を受けること
- 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと
- 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること
- 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

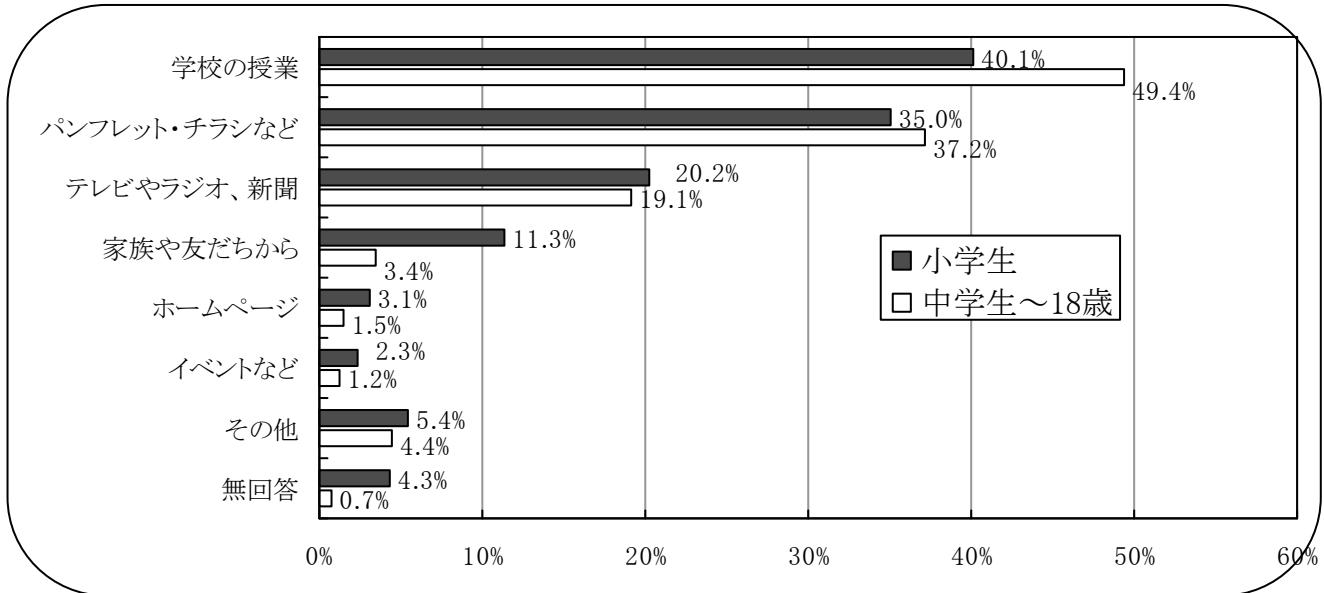


- 子ども(中学生～18歳)・大人とも、守られていないと答えた割合が最も高いのは、「いじめや虐待、体罰などから心や体が守られること」であり、子どもの方が 45.5% と高い。
- 子どもについては、第3位及び第4位に、「プライバシーが守られること」「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること」がそれぞれ位置しているが、これらは、大人では、それぞれ第 11 位(24.2%)、第 8 位(21.5%) と中位にとどまっている。
- 大人については、第4位及び第5位に、「家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること」「表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること」がそれぞれ位置しているが、これらは、子どもでは、それぞれ第8位(15.9%)、第14位(12.9%) と中位にとどまっている。

## (2) 子どもの権利条例の認知度



(2)-1 条例の認知経路【小学生、中学生～18歳】



- 大人は、「知っている」5.0%、「少しあ内容を知っている」10.7%、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」35.3%を合わせて、『少なくとも聞いたことある』割合は、51.0%と5割を超え、「知らない」47.4%をやや上回る。
- 小学生は、「知っている」6.8%、「少しあ内容を知っている」5.3%、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」22.2%を合わせて、『少なくとも聞いたことある』割合は34.3%であり、「知らない」は64.7%と6割に達している。
- 中学生～18歳についてみると、「知っている」7.3%、「少しあ内容を知っている」6.0%、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」23.0%を合わせて、『少なくとも聞いたことある』割合は36.3%であり、「知らない」は62.1%と6割に達している。
- 条例の認知経路を子どもについて調査したところ、「小学生」「中学生以上」とも「学校の授業」が、最も高い割合となっている。

《参考》 他都市における子どもに関する条例の認知度調査との比較

(札幌市:今回)

対象区分	調査数	知っている	少しは内容を知っている	聞いたことがあるが内容はよくわからない	知らない	無回答
小学生 (4~6年生)	748人	6.8%	5.3%	22.2%	64.7%	0.9%
		(条例について聞いたことがある) 34.3%				
中学生~18歳	1,128人	7.3%	6.0%	23.0%	62.1%	1.6%
		(条例について聞いたことがある) 36.3%				
大人 (20歳以上)	1,970人	5.0%	10.7%	35.3%	47.4%	1.7%
		(条例について聞いたことがある) 51.0%				

(他の政令市の子どもに関する条例の認知度)

① 川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年12月制定)の認知度調査

調査年月	対象区分	調査数	知っている	知らない	無回答
平成14年 3月	子ども (11~17歳)	2,061人	45.2%	54.5%	0.3%
	大人 (18歳以上)	648人	31.0%	67.9%	1.1%
平成20年 8月	子ども (11~17歳)	1,847人	32.4%	65.9%	1.6%
	大人 (18歳以上)	628人	18.8%	74.8%	6.4%

② なごや子ども条例(H20年4月制定)の認知度調査(平成20年10月)

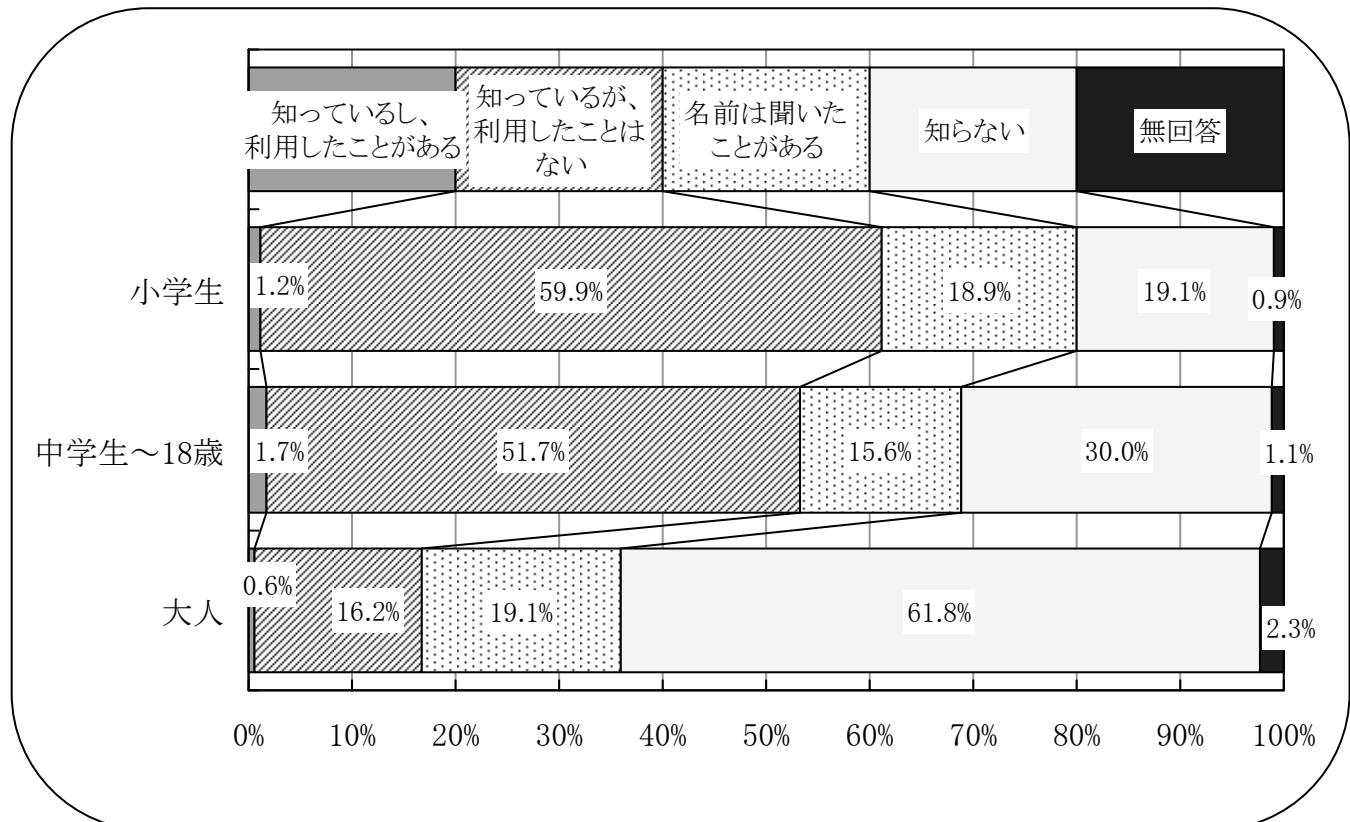
○子ども (小5~18歳)

調査数	知っている	知らない	無回答
1,411	6.9%	90.6%	2.5%

○大人 (18歳までの子を持つ保護者)

調査数	内容についてもよく知っている	制定されたことは知っているが、内容はあまり知らない	制定されたことは知っているが、内容は全く知らない	制定されたことを知らない	無回答
3,649	1.0%	22.3%	20.4%	55.5%	0.8%
	(制定されたことを知っている) 43.7%				

### (3) 子どもアシストセンターの認知度



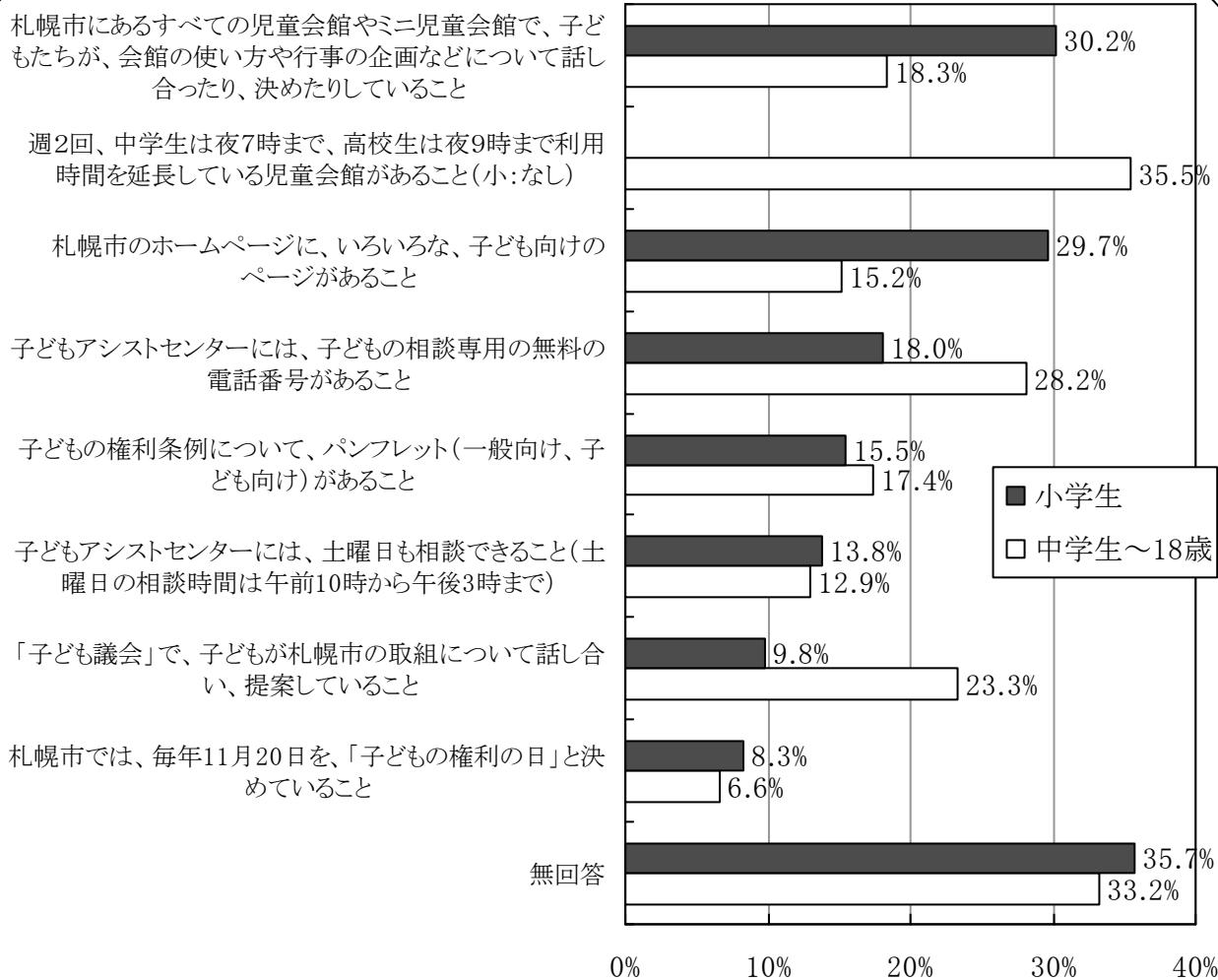
- 小学生についてみると、「知っているし、利用したことがある」1.2%、「知っているが、利用したことはない」59.9%、「名前は聞いたことがある」18.9%を合わせて、『少なくとも聞いたことがある』のは、80.0%と8割に達しており、「知らない」は19.1%である。
- 中学生～18歳についてみると、「知っているし、利用したことある」1.7%、「知っているが、利用したことはない」51.7%、「名前は聞いたことがある」15.6%を合わせて、『少なくとも聞いたことがある』のは、69.0%と約7割に達しており、「知らない」は30.0%である。
- 大人についてみると、「知っているし、利用したことがある」0.6%、「知っているが、利用したことはない」16.2%、「名前は聞いたことがある」19.1%を合わせて、『少なくとも聞いたことがある』のは35.9%と全体の約3分の1となっており、反対に「知らない」は61.8%となっている。

※ 参考：旧子どもアシストセンターの認知度（「平成19年度札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」による。（対象：11歳～17歳まで）

問 「札幌市には、子どもが悩んだり、困ったりしたとき、電話やメールなどで話を聞いてくれる相談窓口があります。この中であなたがしつているところはどれですか？」

子どもアシストセンターを選択した割合：24.8%

#### (4) 市の子どもの権利等に関する施策の認知度【小学生、中学生～18歳】



- 小学生に知られている施策の上位項目は、「札幌市にあるすべての児童会館やミニ児童会館で、子どもたちが、会館の使い方や行事の企画などについて話し合ったり、決めたりしていること」30.2%、「札幌市のホームページに、いろいろな、子ども向けのページがあること」29.7%、「子どもアシストセンターには、子どもの相談専用の無料の電話番号があること」18.0%となっている。
- 中学生に知られている施策の上位項目は、「週2回、中学生は夜7時まで、高校生は夜9時まで利用時間を延長している児童会館があること」35.5%、「子どもアシストセンターには、子どもの相談専用の無料の電話番号があること」28.2%、「「子ども議会」で、子どもが札幌市の取組について話し合い、提案していること」23.3%となっている。

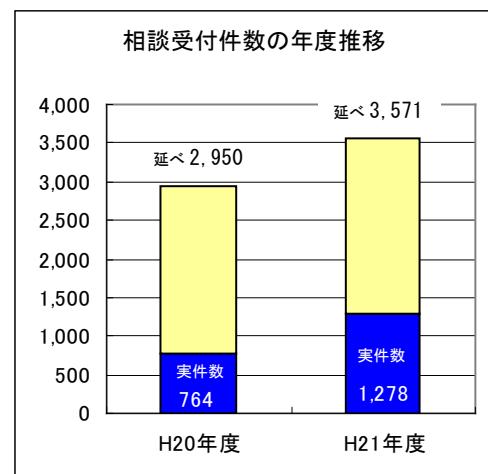


## 平成 21 年度 子どもの権利救済機関 相談状況等の概要

### 1 相談状況

実件数 1,278 件、延べ件数は 3,571 件であり、旧子どもアシストセンター（以下、「旧アシスト」という。）との前年度比では、実件数で約 1.7 倍（旧アシスト 764 件）、延べ数で約 1.2 倍（旧アシスト 2,950 件）に増加している。

※ 現在は、月～金の 10：00～20：00、土の 10：00～15：00 の開設。  
旧アシストは、月～金の 9：00～17：00 の開設。



#### (1) 相談方法

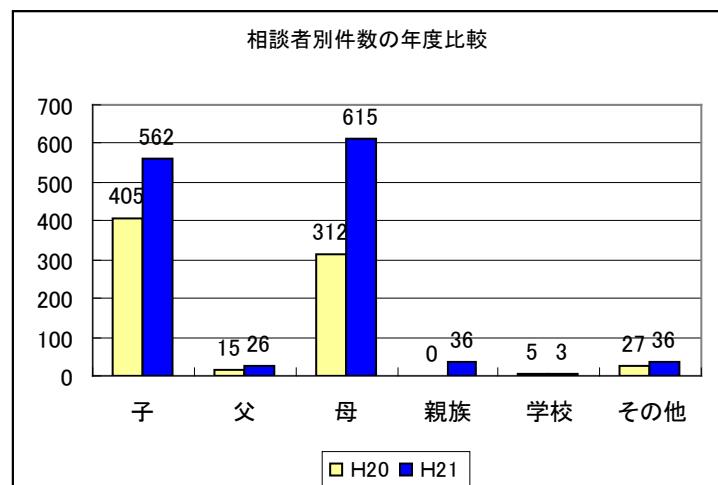
初回相談で最も多いのは電話相談（908 件、71.0%）、次いでメール相談（356 件、27.9%）である。

なお、相談方法は電話から面談へ、またメールから電話等へ移行することがある。

#### (2) 相談者

母親（615 件）と子ども（562 件）からの相談が大半であり、両者を合わせると実件数の 92.1% を占める。

旧アシストと比べると、特に母親からの相談の伸びが顕著で、約 2 倍に増加した。

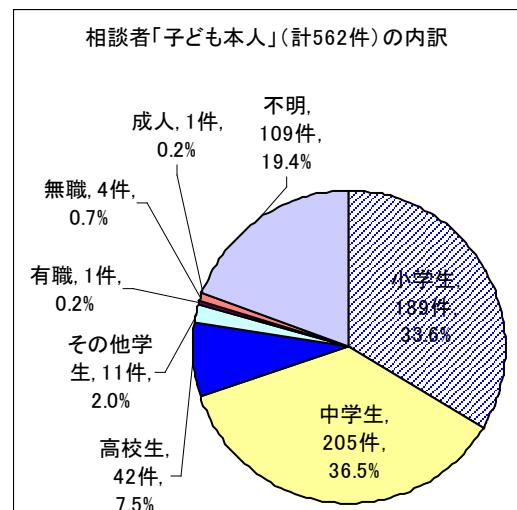


#### (3) 相談者「子ども本人」の内訳

小学生と中学生からは、ほぼ同数の相談が寄せられている（小学生 189 件 33.6%、中学生 205 件 36.5%）。

小学生からの相談は、旧アシストに比べて件数自体の増加が顕著である（旧アシスト 31 件、同比 6.1 倍）。

なお、小学生からの初回相談 189 件のうち、電話相談が 151 件と 79.9% を占めていることを鑑みると、小学生からの相談の増加は、フリーダイヤル回線の導入の効果であることがうかがわれる。



#### (4) 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの内訳をみると、小学生に関する相談が最も多く(520件、40.7%)、次いで中学生(430件、33.6%)、高校生(146件、11.4%)と続く。

#### (5) 相談内容

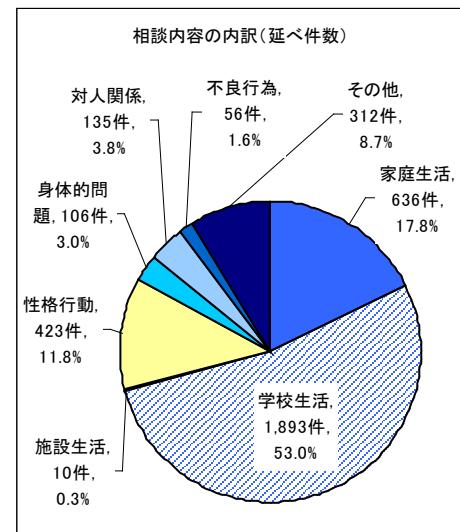
相談内容を「家庭生活」「学校生活」など8項目に分け、延べ件数全体(※1)で相談内容の内訳をみると、学校生活に関する相談が最も多く(1,893件、53.0%)、家庭生活(636件、17.8%)、性格行動(423件、11.8%)と続く。

これらをさらに33の細目に分類すると、子どもからの相談(※2)では、①友人関係(449件、23.1%)、②親子・兄弟関係(187件、9.6%)、③学習・進路(170件、8.8%)の順に多く、大人からの相談(※3)では、①子どもと教師との関係(251件、15.4%)、②不登校(221件、13.5%)、③養育・しつけ(206件、12.6%)の順に多い。

※1 延べ件数全体：3,571件

※2 子どもからの相談延べ件数：1,940件

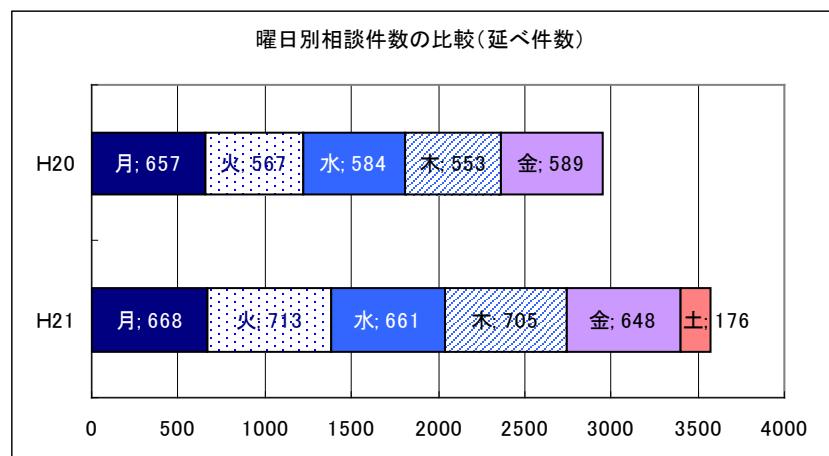
※3 大人からの相談延べ件数：1,631件



#### (6) 曜日と相談件数

相談件数をみると、平日は曜日による極端な変動はない。

土曜日は開設時間が短いため相談件数は多くはないが、面談件数でみると、平日の件数とさほど変わらない(平日は18~31件で推移、土曜日は18件)。学校や仕事などで平日に来づらい相談者にとっては、来談しやすい曜日だといえるようである。

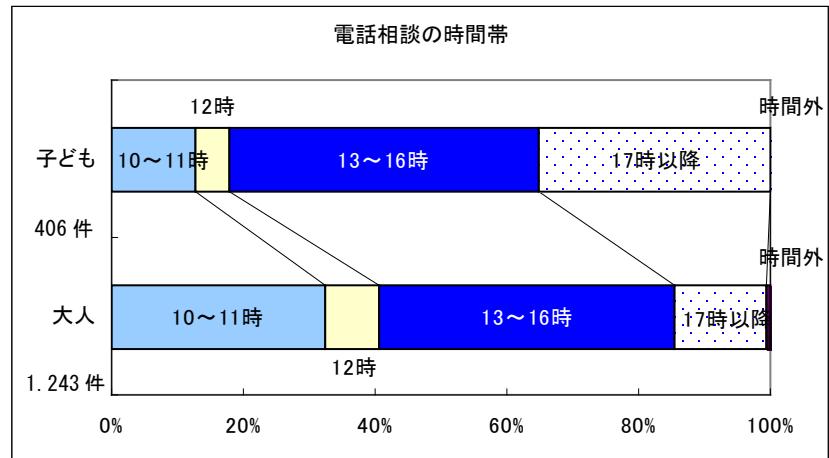


#### (7) 電話相談の時間帯

子ども・大人双方から電話相談が多い時間帯は、13~16時である。

次に多い時間帯としては、大人からは午前中、子どもは学校から帰ってきてから(17時以降)が多い。

相談時間を夜20時までとしたことは、特に子どもにとって有効だったといえる。



なお、相談件数として計上はしていないが、無言・いたずら電話が892件あった。

## 2 調整活動の状況

### (1) 「調整活動」とは

子どもの最善の利益を図ることが、この救済機関の目的であるが、相談対応だけで問題の解決を図ることには限界がある。よりよい解決を目指すためには、当事者と関係者との間に公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整を行う必要性が生じることがある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、これを「調整活動」と位置付けている。

「調整活動」は、主に調査員が担当して行っているが、関係機関への「事実確認」や児童相談所への「虐待通告」、問題解決のための「協力要請」や「話し合い」などさまざまな内容、程度を含んでいる。

### (2) 「調整活動」の実施状況

「調整活動」は 41 件の案件において実施した。このうちの約 7 割が、学校を調整の相手方とする案件であった。上述したようにこの「調整活動」の内容はさまざまであるが、当機関が当事者間の話し合いに立ち会った案件が 8 件あった。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

区分 相談項目	学 校			その他の			計
	小学校	中学校	高 校	市教委	児 相	その他	
家庭生活 (養育・しつけ、虐待など)	1	1			8	2	12
学校生活 (いじめ、子どもと教員、不登校など)	17	8		1			26
施設生活 (施設内いじめ、施設職員との関係など)						1	1
性格行動 (発達障害的要因など)		1					1
その他 (問合せなど)					1		1
合 計	18	10	0	1	9	3	41
	28			13			

## 3 救済の申立て状況

以上の相談、調整対応を行う中、子どもの権利救済の申立てを受理したのは 3 件で、このうち 2 件が学校における案件であった。申立てのあった 3 件は、いずれもすでに解決済みである。

なお、条例第 33 条第 2 項に規定する救済委員の自己発意の調査は実施していない。

また、勧告、意見表明、是正等の要請は行っていない。

#### 4 運営全般として

救済機関に寄せられる相談は実質的に増加している。1の(5)(6)で述べたように、夜間や土曜日の開設についてはニーズにかなった相談体制であると考えている。子ども専用フリーダイヤル回線の導入についても、小学生からの相談が増加するという結果が表れており、相談しやすさの一助となっていることがうかがえる。

いずれの相談もその内容は多岐に渡っており、幅広く子どもや保護者の声に耳を傾けるという機能を一定程度果たしているものと考えている。

母親からの相談の増加も顕著であり、特に年度の後半に学校との調整を望む事案が増え、関係機関に働きかけて問題解決を図るという救済機関のもう一つの機能についても、活動実績を積み重ねていくこととなった。

この機関の基本的な考え方としては、「相談」「申立て」「調査調整」の順で進むことを想定しているが、子どもの権利救済の観点から柔軟な対応が必要であると考え、現状では「申立て」の有無に関わらず、相談者の意向にそって相談段階でも調整活動を行うことがこの機関の一つの方針となってきた。

今後もさまざまな事案に応じて、その子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実行性を確保していく必要があると考えている。